



議会を傍聴して
市の動きを知りましょう!

令和5年第3回定例会は、9月5日(火)から9月26日(火)までの22日間で開催予定となっております。
本会議は、どなたでも自由に傍聴することができます。



- 5月12日 議会運営委員会
かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
- 26日 議案審査特別委員会
- 24日 産業建設委員会
- 23日 全員協議会
- 21日 霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
- 30日 議会運営委員会
かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会
- 6月6日 令和5年第2回定例会
- 6日 議会運営委員会
- 6日 全員協議会
- 12日 議会運営委員会
- 13日 総務委員会
文教厚生委員会
産業建設委員会
議案審査特別委員会
霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会
かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会

- 7月4日 令和5年第1回霞台厚生施設組合議会臨時会
- 14日 令和5年第1回石岡地方斎場組合議会臨時会
- 18日 議会運営委員会
かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
- 25日 議会だより編集特別委員会
- 28日 市議会議員全体研修
議会だより編集特別委員会
- 27日 議会運営委員会
- 29日 文教厚生委員会視察研修
- 29日 議会運営委員会
- 30日 令和5年第2回臨時会
- 30日 令和5年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会
- 20日 議会運営委員会
- 27日 全員協議会

令和5年第2回定例会および令和5年第2回臨時会の議場での傍聴者数は、延べ66名、また、インターネットLIVE中継へのアクセス数は、延べ2,430回でした。

100条調査権とは?



地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権を指します。
地方自治法第100条には、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」とあり、調査する事件に関係すれば第三者に対し調査権を行使できること、正当な理由なく応じなかった場合や虚偽の陳述を行った場合に、議会の告発により刑罰が科されることがあるなどの点が、地方公共団体の執行機関や議員同士の論議により調査を行う通常の所管事務調査権とは異なります。
100条調査は、地方公共団体の事務に関わる範囲で起こった不祥事件等に対し、執行機関とは異なる立場で、適正な執行や再発防止を調査することが目的です。したがって、住民に代わって地方公共団体の行政を監督する議会が、その能力を十分に発揮するため、議会の議決に基づき補助的に与えられた調査権能が100条調査権と言えます。
【参考】100条調査ハンドブック(廣瀬和彦著)

編集後記

暦の上では秋を迎えましたが、まだまだ暑い日が続いております。
「酷暑」とも言える今年の夏でしたが、市内各所において賑やかな「夏祭り」が開催され、お雛子の音色に耳を傾けると、いつもの夏が戻ってきたと感じております。
伝統や特色を活かした郷土芸能は、地域の宝であります。これからも、郷土芸能がしっかりと継承されるよう、少子高齢化や、若者の故郷離れ等の諸問題について、市議会として真摯に向き合い更なる地域発展の為、取り組んで参ります。
議会だより編集委員 櫻井 繁行

ご意見をお寄せ下さい